

簡易公募型指名競争入札のお知らせ

下記の案件について、簡易公募型指名競争入札を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札(見積)実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 8年10月30日

宇治市長 松村 淳子

(担当課：契 約 課)

記

業務名	(下維8-4) 宇治市公共下水道管路施設調査業務委託 (洛南地区その2)		
業務場所	宇治市横島町目川地内ほか		
委託期間	令和8年12月2日 ～ 令和9年3月19日 108日間		
業務概要及び条件	公共下水道管路施設調査 一式 調査箇所数 (マンホール) N=259基 調査延長 (下水道管渠) L=8,735m マンホール目視調査工 N=232基 (夜間) マンホール目視調査工 N=27基 スクリーニング調査工 φ150～800未満 L=6,249m (夜間) スクリーニング調査工 φ150～800未満 L=729m スクリーニング調査工 φ800～1500mm L=1,757m (夜間)		
予 定 価 格	¥19,835,200 (税込)	最低基準価格	¥13,884,000 (税込)
入札参加者に必要な資格・条件			
別紙「説明会に替えて連絡する事項」に記載のとおり			
入札参加表明書の受付			
提出期限 令和8年11月5日(木) 午後 5時 00分 まで 提出場所 郵便入札 添付資料 別紙、参加表明書に記載のとおり			
入札予定	予定日 令和8年11月25日(水) 場 所 宇治市役所 西館4階入札室		
前 払 金	無	部 分 払	無
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含んだ金額で行うこと		
そ の 他	本件はランダム係数を用いた最低制限価格を適用しますのでご注意ください。 本件は郵便による入札を実施します。別紙「説明会に替えて連絡する事項」を熟読してください。		

説明会に替えて連絡する事項

- ・入札参加者に必要な資格・条件は次のとおりです。

次の①～④を全て満たすこと

①参加資格者名簿登録（京都府内本店）

②公共下水道管路施設（汚水に限る）のTVカメラ調査業務実績（元請、過去10年以内）

③公共下水道管路施設（汚水に限る）のTVカメラ調査又は目視調査の実務経験が5年以上ある業務担当責任者の配置

④酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の配置

- ・「宇治市公共下水道管路施設調査業務委託（折居台地区ほか）」、「宇治市公共下水道管路施設調査業務委託（洛南地区その2）」については、全ての案件に参加表明をすることができるが、いずれか一つの案件のみ落札することができるものとします。

- ・本案件に係る質疑の受付は、次のとおりとします。

令和8年10月30日（金）午前9時から

令和8年11月12日（木）午後5時まで

- ・お知らせの入札（見積）予定は、開札予定となります。入札書（見積書）提出については、指名通知時にお知らせする指定期日（持参の場合は提出日）を厳守してください。

- ・郵便入札について、不参加により指名停止は行いません。

- ・封筒の雛形は、契約課ホームページ「様式等ダウンロード」よりダウンロードしてご使用ください。

- ・「郵便入札にあたっての注意事項」及び「宇治市郵便入札の応募案内」を熟読してください。宇治市ホームページ（<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/55607.html>）に掲載しています。

- ・令和8年4月1日以降に発注する案件については、指名業者を事後公表とします。

予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。
- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

電子契約サービスの運用開始について

この度、契約手続きの効率化及びペーパーレス化の推進を目的として、電子契約サービスの運用を開始します。

●電子契約の概要

電子契約とは、インターネットを利用し、契約書の確認及び締結を行う仕組みであり、紙媒体による印刷、押印及び郵送等の手続きを要しないものです。詳細は以下の URL を参照してください。

(宇治市電子契約サービス URL) <https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/102646.html>

●対象となる契約

令和8年8月1日以降に公告する、建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、物品等の供給及び役務の提供案件のうち、受注者が電子契約を希望する案件に利用いただけます。

なお、法令で書面による契約が義務付けられているもの、少額随意契約のもの（工事等担当課が見積書を徴収し契約する案件）及び受注者が電子契約を希望されないものについては、従来どおり書面による契約とします。

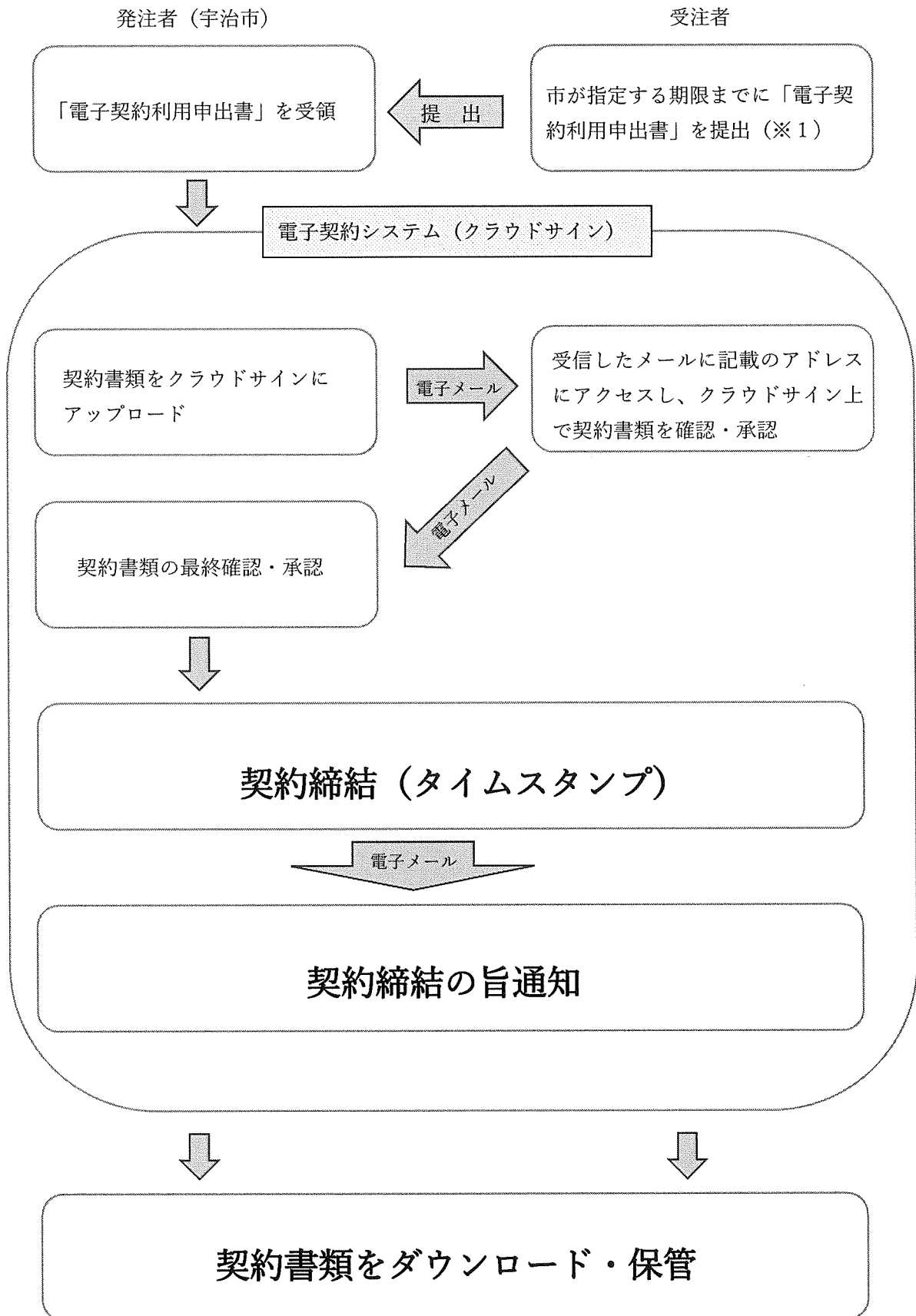
●手続きの流れ

別紙、「電子契約フロー」図をご参照ください。

●留意事項

- ・電子契約利用申出書に記載可能なメールアドレスは、契約締結権限者及び担当者の計2名までとします。なお、同一メールアドレスの重複登録は認められません。

電子契約フロー



※1 建設工事及び測量・コンサルタント等業務は、京都府入札情報公開システムにて参加表明時に添付書類として提出。物品等の供給及び役務の提供は参加表明書に電子契約を希望する旨を記入し、落札業者のみ電子メールにて提出。